174-衆-厚生労働委員会-16号 平成22年4月9日
坂口力議員、高橋千鶴子議員の質問に対し、山井厚労政務官　答弁

○坂口（力）委員　前回、予算委員会で少し年金の問題をやらせていただきましたが、時間がありませんで、足りなかった分をきょうはやらせていただきたいというふうに思っております。これは三十分ですから、多分三十分ではまだ足らぬと思いますから、お昼からの三十分、年金へ食い込んで、きょうは一日、年金でいこうと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

年金の問題は、これはじっくりと議論をしていかなきゃならないわけでありまして、感情的な議論よりもしっかりと落ちついて議論をして、納得をして前へ行くということにしなきゃいけないというふうに思っております。

それで、前回、私が予算委員会でお示しをしました民主党さんの、三年前、参議院議員の選挙の前にお示しになりました案でございますが、この案は今も生きておりますかということをお聞きいたしました。この案は今も生きておりますかと。それに対しまして、大臣からお答えがございまして、きょうお配りをしました四枚目、一番最後のページに、そのお答えをいただきました文が書いてございます。

長妻大臣は、「その図は、最低保障年金があり、比例報酬年金がある。二つの年金制度が組み合わされる。そして、一元化ということで、すべての職業が一本の制度になるというようなことでございまして、今のイメージ図」、今のイメージ図というのは衆議院の選挙以後のイメージ図という意味だというふうに思いますが、「今のイメージ図は、その基礎部分と所得比例部分の図が逆になっておりますけれども、基本的な考え方というのは変わっていないというふうに思います。」こういうふうに御答弁をいただいております。

それで、きょうお聞きをしたいのは、この図のこの下の部分ですね。青い部分は、これは国が負担をする部分でしょう。そこから斜めに、だんだんと国の出す分は少なくなっておりますね。これを、ここのところから横にずっと線を引いたこの下、同じだいだい色をしていますけれども、この延長線上のここの部分は、これは基礎年金というふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

これは、最低保障年金という名前で言われておりますけれども、最低保障年金というのは、今までの基礎年金という考え方に立っているんでしょうか。その上に比例年金が乗っかっている。だから、この青い部分は国が出しますけれども、しかし、ここから真っすぐに延長しました下のだいだいのところの部分は、御自身が保険料を払われる。

結果としては、これは基礎年金ではないかというふうに私は理解をいたしておりますが、私の理解は違いますか。そこをまずお聞きしたい。

○長妻国務大臣　まず、今図をお示しいただいたわけでございますけれども、その下にある図が、今お示しじゃない方がそうなんですけれども。

今のお尋ねでございますけれども、基礎年金といったときに、どういう定義で基礎年金なのかということもあろうかと思いますが、我々の考える年金というのは、比例報酬部分の比例報酬年金、これは全額が保険料でございますし、最低保障年金は全額が税でございますので、その意味では、色がピンクの部分であれば、それは所得比例年金になるというふうに考えております。

○坂口（力）委員　そうしますと、ここの部分は、これは下の方にだんだんおりてきておりますけれども、下の方におりてきましたこの赤い部分も、これは所得比例年金なんですか。そういうことですか。

といいますのは、この案が示された直後に、これも選挙の直前でございましたけれども、七党の党首討論会が日本記者クラブで行われております。そのときに、代表は小沢代表でございました。小沢前代表は、最低保障年金は現在十九兆円、全部払えばそういうことになる、こういうふうに発言になっているわけです。

十九兆円といいますのは、ちょうどそのころのいわゆる基礎年金は、大体十九兆円ぐらいでございました。今はもうちょっとふえてきています。二十一兆円かそのぐらいになってきているんだと思いますけれども、あのころは十九兆円でございました。

だから、小沢代表が発言をされました十九兆円というのは、やはりこの青い部分だけではなくて、ここをずっと延長して全部の人を入れたこの線以下は、全部これは基礎年金というふうにお考えになっていたのではないか

というふうに私は理解をいたしておりますが、それは、そうではないということでしょうか。
○長妻国務大臣　それは、そういうことではないと思います。
　仮にすべての方に、民主党というか、当時考えていた最低保障年金を払うとすればということで言われたんだというふうに考えております。
○坂口（力）委員　それでは、これは民主党さんがつくられたものでありますから、私が違うと言うのはいささかお門が違いますから、では、そういうことにいたしましょう。
　そういたしますと、今度出されましたのはこういう案ですね。（パネルを示す）衆議院の選挙の前にこれは出されました。そして、これは長妻大臣が、その当時大臣ではありませんでしたけれども、フジテレビでございますか、出られまして、この案をお示しになりました。また、山井議員が、今政務官でございますけれども、国民新党の方の勉強会にお出かけになりまして、そしてこの案をお示しになっている。ですから、これは正式に一応まとめられたもの、認められたものというふうに理解をいたします。
　そうしますと、赤い部分で上に乗っかった部分、皆さん方のお手元にも行っておりますけれども、乗っかりました部分が、下にあった分を上へ持ってきたということになります。
　私は、今までの案は、基礎年金というものがあって、そしてその上に比例部分が乗っかっている、そして、基礎年金の部分は国が払う部分もあるし、自身で払う部分もある、そういう案だというふうに理解をいたしておりましたけれども、そうではなくて、下にあった分を上へ持ってきただけだ、初めから基礎年金というのはなかったんだ、こういうことでありますと、上へ乗っかった部分の、ここから下へおろした線というのは、一体どのぐらいのところがこの額になるんでしょうか。
　これは恐らく高齢者の、高齢者といいますか、年金を受け取る年限になって、そして、その人たちの年収でどこ以下ぐらいなところがここから下になるんでしょうか。あるいは、ここから下になるんでしょうか。
　今まで皆さん方は、我々は野党だから、厚生労働省に幾ら計算式を言えと言っても、厚生労働省はそれを教えてくれない、だからできなかったということを言われたわけですけれども、今や天下をとられたわけでありますから、一週間あったらこれは計算できるわけですね。
　少なくとも、これから先、いろいろな議論をされていくんでしょう。いろいろな議論をされていくとするのであれば、大体ここをどこまで引き上げたらいいのかということを計算しなければいけない。これをずっと上まで全部引き上げた、七万円全員に渡すということになりますと、現在ですと二十四兆円かかるわけですよ、二十四兆円。ここを、二百万ぐらいなところで下へおろしますと、それでも半分かかるんですね。五〇％の人はその中に入ってくる。そうしますと、半分の人が入っても十二兆円かかるわけですね。全部上に乗せるわけにはいかない、二十四兆円は。
　最初、最初の案をお示ししましたが、あの最初の案のとき、小沢代表は七党の党首座談会のその席で、大体六百万から一千二百万という数字をおっしゃいました、こちらの方のときに。ここが六百万だと思うんです。この一番最後のところが千二百万だと思うんですね。ここから下は全額払いますよと。この六百万から千二百万のところはなだらかにカットします、千二百万以上は全額出してもらいますということをおっしゃっている。
　もしも六百万でありますと、現在の高齢者の所得からいきましたら、六百万以下の人といったら、八割が六百万以下ですよ。しかも、ここの斜めのところ、ここをどこまでとるかですけれども、この斜めを、どこかのところで、半分ぐらいのところで、この辺で半分だろうというところで切って、それを加えますと、大体九割の人に払わなきゃならないということになる。二十四兆円の中で九割払うということは、二十二兆六千億ですよ、二十二兆六千億。この金を毎年払っていかなきゃならないということになりますね。
　そして、それだけではなくて、それは多分消費税でいくんだと思いますが、消費税でいきましたら九％になるわけですね。大体二兆五千億が一％というふうに仮定をいたしますと、二十二兆六千億というのは大体九％です。
　しかも、これから皆さん方は、社会保障に使います消費税は地方には回さないというお考えなのか。私は、それは地方は説得できないと思いますね、現在は約四割地方に回っておるわけでありますから。九％の消費税を、地方に回す分も入れますと一五％になる。一五％の消費税を導入して、四割地方に回して、そして国が使うのが二十二兆六千億という数字になる。

医療もあり、介護もあり、子育てもあり、社会保障もいろいろ使わなければならない状況の中で、それだけの財源を年金だけに使うことができ得るのか。私は無理だと思いますね。そんなに年金だけに社会保障費を使うわけにはいかない。年金だけに保険料、消費税を使うわけにはいかないというふうに思いますが、六百万と千二百万という小沢前代表が言われたその数字は今も生きているのか、あれはそのときばったりに言われた話で、それはもう消えてなくなっている話なのか。

それともう一つ、ついでですから申し上げておきますが、山井政務官が国民新党に行って、そして御説明になった。そのときに、山井政務官は、十三兆五千億という数字を出されている。それに対して、国民新党からはいろいろな質問が出ているわけですね。山井政務官が十三兆五千億と言われたその数字はどこから出た数字なのか。

私が先ほど申しましたように、今はこの図です。それで、ここの一番トップのところ、ここから下へおろす。大体ここのところが、この下へおろしたところが、年収が約二百万以下の高齢者が約五〇％になりますから、そうしますと、大体ここで十二兆になるわけですよ。それで、そこから斜めにいきます三角形のできるここの部分を幾らに見るかですけれども、ここを入れると十三兆五千億ぐらいになるのかなと。山井政務官も大体その辺のところを目安にしておっしゃったのかなというふうに思います。

その辺のところ、小沢前代表がおっしゃった六百万、千二百万の数字の話と、それから山井議員がおっしゃった十三兆五千億の話と、両方、その数字は生きているのか、生きていないのか。そのときのいいかげんな話だったのか、それとも今も、それはきちっと計算をして出されたものであったのか。ひとつお答えをいただきたいと思います。

〇長妻国務大臣　まず、今おっしゃられたのは、ピンク色といいますか、簡単に言えば最低保障年金の面積をどのぐらいの広さにするのかということでございます。これについては、財政再計算など財政の状況を見たり、将来の労働力の予測、あるいは標準報酬月額がどう推移するのかなどなど、出生率もありますけれども、多くの数値を勘案して、きちっとした議論をしていく過程で決めていくということになるわけでございまして、今直ちにそれが幾らで幾らということはお答えができないということでございます。

そしてもう一つは、今いろいろ税金の金額を言われましたけれども、今現在だけでいうと、御存じのように、基礎年金部分には一年間に十兆円税金が入っておりますので、全く今の、直ちにその税金が新規で出てくるということでもないということも御理解をいただければというふうに思います。

〇坂口（力）委員　そうしますと、小沢前代表が言われました六百万、千二百万というのは、それはもう生きていない、それはそのときの一時的な話であった、そういうことに理解してよろしいですか。

〇長妻国務大臣　その話は、三年前にそういう話を言われたというふうに聞いておりますけれども、まだ、先ほど申し上げましたように、確定的にそれを申し上げるという段階ではございません。

今おっしゃられた話も一つの要素として検討していくということでございますが、基本的には、財政、そして労働力、人口、出生率などなどを勘案して決定をしていく、新しい年金制度の原則とも密接に絡んでまいりますので、そういう検討過程で決定をしていく課題であるというふうに考えております。

〇坂口（力）委員　そういたしますと、これはこれから検討する話であって、あの小沢前代表がおっしゃった六百万、千二百万というのは、あのときに小沢代表の思いの中だけでおっしゃった、そういう理解でしょうか。これは選挙前の話でございますし、記者クラブの正式の七党の党首討論のときの話でありますから、ただ単にいいかげんにおっしゃったということでは済まない話だというふうに思っています。

だから、これからまた新しくやり直していくので、今までいろいろなことを言ってきたけれども、それはもうチャラだ、これはもうなしで新しくやっていくんだというのなら、そういうふうにはっきり言ってほしいし、ああ、そうか、民主党もそのときそのとき、いいかげんなことを言っているんだなというふうに思えばそれで済むだけの話でありますから、そう言ってほしい。ただ、いや、一遍言ったことはきちっと守っていくんだということを言われるのなら、そんないいかげんなことをこちらも考えていてはいけないということになる。

では、山井政務官。

〇山井大臣政務官　坂口委員にお答えを申し上げます。

国民新党の勉強会で十三・五兆円と言ったという話でありますが、その趣旨は、今回お配りいただいた坂口委

員の表にも入っておりますように、最低保障年金の財源は消費税ということでありますから、私が申し上げた趣旨は、今は消費税は五％で、約二・七兆円でありますので、今の水準でいけば、二・七掛ける五で十三・五兆円という機械的な計算になりますという趣旨で申し上げたのでありまして、坂口委員がおっしゃったその数字の根拠は何かといいますと、二・七掛ける五であります。

しかし、これは、将来的に消費税何％分を上げるかということはもちろん決定しておりませんし、マニフェストにも入れておりませんので、ですから、そういう現在の五％の趣旨ということであります。

○坂口（力）委員　今おっしゃったように、消費税五％分を上乗せするということでおっしゃったとすれば、大体、私が今皆さん方のお手元に配りましたぐらいなところですよ。二百万以下の人で大体半分ですから、その人に配りますと十二兆円ですから、五〇％か五五％か、そのぐらいな程度の人に配る。そのときにも、国民新党の皆さん方からは、それでは四割の人は何もないではないかという質問が出たのが残っております。

したがいまして、まず五〇％ぐらいなところにはなるということでありますと、そうすると、この年金制度でいきますと、山井政務官がおっしゃった数字が大体目安だということになりますと、この制度は、基礎年金はもうないわけですね。前のは基礎年金の分が乗っかっているというふうに私は思っておりますけれども、きょうはないというふうに否定されましたから、あれは基礎年金じゃないということでありますから、ないということに、皆さんがおっしゃるんですから、そうしましょう。

そうしましたら、これは基礎年金がないんですから、中堅どころのサラリーマンの年金は今よりもかなり下がる、これは覚悟しなきゃならぬことだ。上へずっとこれを伸ばしていくのならいいですよ。だけれども、そんなに伸ばすことはできない、財政上。この辺のところで切らなきゃならぬということになりますと、中堅どころのサラリーマンの年金はかなり減るということだというふうに思います。ですから、国民新党の方からもそのときに、連合はこれでオーケーしているのか、中堅のところは減るではないかという質問が出ております。

山井政務官は、連合とも三年越しで話をいたしております、天下をとりましたらもう一遍計算をし直します、こういうことも言っておみえになる。しかし、これは、ここをふやせばふやすほど財源が大きくなる、そこを抑えようとすると中堅サラリーマンの年金は減る、どちらかを選択しなければならない案が皆さんの案であると私は思います。

どうされるのか、山井政務官、ひとつ。

○山井大臣政務官　御質問ありがとうございます。

改めて申し上げますが、ですから、消費税を充てるということになっておりますので、仮に今の五％だとすれば、昨年度のときは二・七兆円ぐらいだったと思いますから、十三・五兆円ということに話をしたわけでありまして、それが何％になるかというのは、当然まだ決まっているわけではありません。

それで、坂口委員おっしゃいますように、やはりそこを大きくするのか小さくするのかによって、最低保障年金はどれだけの方がどれぐらい受けられるのかということが決まってくるわけであります。

ただ、坂口委員が先ほどおっしゃいましたが、要は、消費税が何％上がるではないかという話なんですが、まさにそこは与野党を含めて、そして国民の方々にも御理解いただきながら、ほかのところに行くわけではありませんから、消費税がたくさん上がれば上がるほど最低保障年金は高くなって安心感はある、その消費税の枠が小さければ小さいほど、消費税は少ないけれども最低保障年金は少なくなるということで、これは、だれが得をする、だれが損をするという話でもありませんので、まさにそこは、これから根本的にしっかりと議論してまいりたいと思っております。

○坂口（力）委員　それはおっしゃるとおりだというふうに私も思いますけれども、皆さん方がお考えになっております案は、現在の年金制度と比較をして、中堅サラリーマンにとっては非常に厳しい案だということだけは明確に私は言うことができ得るというふうに思います。

これは、スウェーデンでもそういうことが起こっているわけであります。したがいまして、これは多くの財源を要しますし、その財源をある程度抑えようとすれば中堅サラリーマンには大変厳しい年金が待ち受けている、こういうことにならざるを得ないということを私は申し上げているわけであります。

時間が来たようでありますから、午前の部はこれだけにしておきまして、お昼からもう一度やらせていただき

ますから、よろしくお願いいたします。

○藤村委員長　次に、坂口力君。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕

○坂口（力）委員　今、菅原議員からがんのお話がございまして、本当に感謝をしながら聞いていたわけでございますけれども、私もがんに罹患いたしまして、比較的早かったからいいようなものの、これはいつまた発病するかわからない、そういうところがございまして、人ごとでない、これは何とかしてほしいというふうに思いながら聞いていたわけでございます。

医者というのは、自分はがんにはならぬ、こう思っておるものでございますが、しかし、なりまして、なってしまいますと何か気分がすかっとしたというようなところもありますけれども、しかし、恐怖感もなきにしもあらずというところであります。

はっきり言ったのは仙谷大臣と私ぐらいでございましょうか。そういう意味で、仙谷大臣には何となく親近感を持っておりまして、がん友達という親近感を持っているわけでございますが、お会いするごとに、何とか少し前進させなきゃならないなというようなことを話をしているところでございます。

さて、きょうは昼まで年金のお話をさせていただいて、私はいつまで生きておるかわかりませんから、皆さんがおつくりになりました新しい制度を提案していただきましても、私はその年金制度で御厄介になることは多分ないだろう、こう思っておりますけれども、午前中の質疑の中で、皆さん方の年金制度は中堅サラリーマンには非常に厳しい制度である。この中堅サラリーマンのところまで支援の手を差し伸べようというふうに思いますと、多額の財源が必要になる。そこのところを一体どうするのかということが民主党のこの年金案の一つの大きな問題点だというふうに指摘をさせていただいたところでございます。

続きまして、もう少しお聞きをさせていただきたいわけでございますが、財政もたくさんあればいいんですけれども、今回のこの医療制度の改正にもありますように、六百十億という、大きいといえば大きい、わずかといえばわずかでございますが、これをツケ回ししなきゃならないほど現実問題としては苦しいわけですね。これは好きこのんでこういうことになっているわけではなくて、やはり何とかしないとしのいでいけないからなっている。そういう中で、年金制度に何兆円というお金をふんだんに投入できるかといえば、それは私は難しい話だというふうに思わざるを得ません。

それで、二〇〇九年六月二十五日に年金調査会からペーパーをお出しになっております。これは民主党さんからお出しになったものでございますが、その中を拝見しますと、保険料は自分のため、現在のこの出ている保険料はだれのために使われているかわからない、しかし、我々が考えるこの制度は、保険料は自分のため、それから、所得が同じなら同じ保険料負担、同じ保険料負担なら同じ年金受給、こう書かれております。

この意味が私は明確に理解されていないわけでございますが、保険料は自分のためというのは、これは現在の賦課方式ではなくて積立方式に近いことをお考えになっているのかどうかということを一つお聞きしたい。

それからもう一つは、所得が同じなら同じ保険料負担、こう言いますけれども、自営業の皆さん方、あるいは農林漁業の皆さん方でありましたら、これは半分出してくれる企業なり相手がいないわけでありますから、全額自分で出さなきゃなりませんね。保険料はサラリーマンの倍額になります。倍額の保険料を出して、そしてもらう年金は同じということにならざるを得ない。そこのところを、所得が同じなら同じ保険料負担という言葉で割り切れるのかどうかということがもう一つございます。

まず最初に、保険料は自分のためという意味を一つお聞きしたいと思います。

○長妻国務大臣　これにつきましては、先ほども質問で、自助、共助、公助というお話もございましたけれども、今読んでいただいたものには、新制度では、保険料は自分のため、税は支え合いのためと、役割を明確にしますと書いてあります。

保険料については、これは共助という、ある意味では比例報酬年金の考え方で、同じ所得であれば同じ保険料負担で同じ受給額ということでございます。そして税金は、これは支え合いのためということで、ある意味では、

公助という、受給額が少ない方に対して最低保障ということで上乗せをしていく、その二つの考え方をセットにしている年金制度だ、こういう趣旨で書いてございます。

そしてもう一点、自営業の御質問がございました。

これは言うまでもなく、被用者は事業主負担が半分で、雇用者が半額を出すということでございますけれども、パーセンテージを同じにいたしますと、自営業の方は事業主が同じでありますので、倍になるということに機械的に見るとなりますけれども、まず、その払ったお金というのは、将来の御自身の年金の受給額に反映されるということでございます。それも我々も説明をしなきゃいけない。

と同時に、先ほど来申し上げておりますけれども、自営業ということを具体的に定義するときに、どこまでの範囲を自営業と見るのか、諸外国ではいろいろな工夫をしている国もあるやに聞いておりますけれども、それと、本当にやはり倍になって負担がふえるということについてどう考えればいいのか、何らかの措置が必要なのではないか、こういうような御指摘もありますので、それも含めて、新制度の制度設計の中で検討していくということになっております。

○坂口（力）委員　現在の年金制度は、所得再配分機能が働いておりまして、そして、多くの保険料を出していただく方につきましてはより厳し目に、そして、少ない保険料の皆さん方にはそれがよりよい方向に配分をされるということになっているわけでありますが、保険料は自分のためというふうに言い切ってしまうと、それは何となく、積立方式、出した人の分にしか使いませんよというふうに聞こえるわけであります。

もしそうなってしまったとしたら、それは所得の非常に高い人は多額の年金になりますけれども、所得の少ない人は少ない年金にしかならない。非常に少ない人に対しましては、皆さん方の方は、税の負担で最低保障年金を上乗せします、こういうことになりますけれども、この最低保障年金をもらえない人、しかし所得はそんなに多くない人というのが必ず生まれてくるわけでありまして、その辺のところは非常に厳しい年金になってしまうと私は思います。

ですから、これからこの年金制度の設計をしていただくんだというふうに思いますけれども、その年金制度の設計は、ゼロベースからもう一遍おやりになるのか、それとも、皆さん方はもうこのマニフェストにお示しになったわけで、そのマニフェストに示されていること、あるいはまた三年前の参議院選挙のときにお示しになったこと、そうしたことは変えない上でどうするかをお考えになるということですか。その辺もお伺いしたい。

それから、先ほど大臣からお答えをいただきましたけれども、再配分機能があるのかないのかということは、積立方式なのかどうかということはちょっとわかりにくかったんですけれども、もう一度ちょっと触れてくれませんか。

○長妻国務大臣　積立方式かどうかということでありますけれども、これについては積立方式ではございませんで、基本的には新しい年金制度も賦課方式という考え方でございます。

ある意味では、先ほど来言っていただいた、保険料は自分のためというのは、みなし積立方式とも言えるのかもしれません。賦課方式でございますけれども、きちっと、所得が同じであれば保険料も同じでありますし、受給額も同じということであります。

それと、今お尋ねになりました、骨格というかマニフェストで示した中身をどう新しい制度に反映させるのかというお尋ねでございますけれども、我々、マニフェストでは骨格をお示ししておりまして、詳細で決めなければならないことというのはまだまだたくさんございます。その意味で、そのマニフェストでお示しした骨格は変えずに詳細を決めていく、こういう考え方であります。

〔中根委員長代理退席、委員長着席〕

○坂口（力）委員　年金の保険料につきまして、所得比例年金の保険料は一五％というふうに、これも山井政務官が御発言になっております。これは、一応一五％ということで決まりなのでしょうか。

しかも、この一五％というのは収入の一五％になっているんですね。収入の一五％ということになりますと、例えば自営業の皆さん方にとりましては大変な額になるわけで、しかも全部自分で払わなきゃいけないわけですから、半分出してもらえないわけで、丸々自分で出さなきゃならない。

しかも、収入の一五％ということになると大変ですね。例えば、月百万円収入のある方がいるとします。しか

し、その中から払わなきゃならないものは、材料費を払わなきゃならない、あるいはまた、自分のところに雇っている人、お手伝いさんに少し何かを出さなきゃならないというようなことになってまいりますと、これは実際問題として、収入は百万ありましても、実際はそんなにないわけであります。しかし、もとの収入から一五％出すということになりますと、百万だったら十五万ずつ出していかなきゃならないということになる。

これは自営業やあるいは農林漁業の皆さん方にとっては大変苦しいことになると思うんですが、しかし、一五％もらうんだというふうに国民新党への御説明のときには言い切っておみえになりますから、それはそういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○山井大臣政務官　坂口委員、御質問ありがとうございます。

結論から申し上げますと、この保険料のパーセンテージというのは決まっておりません。これから抜本改革の中で検討して決めさせていただきます。

私が国民新党の議論の中で申し上げたのは、この保険料というのは一定のパーセンテージに決めさせていただきますという趣旨でありまして、それで、現状であれば、例えば厚生年金は、たしか昨年でしたら一五・三％であったと思いますが、今の時点で固定するとすれば一五％程度になりますというような趣旨で話させていただきました。

○坂口（力）委員　よくわかりませんね。今は一五％、それはそうかもしれないけれども、年金制度でありますから、だんだんと変わっていくこともあるし、それから、保険料としてはもう固定するということもあるんだというふうに思いますが。

それは、そうすると、先ほど申しましたように、自営業や農林漁業やそういう皆さん方は、その一五％全部出すということになるんですね。大臣の方は、少しそれは、その辺のところも検討していくんだというふうにおっしゃったわけですけれども。

これはしかし、出してもらう相手がないわけですから、一元化するというのはそこが一番難しいわけですね。雇われている人ばかり集めて一元化するんだったら、それはいいと思うんですよ。国家公務員や地方公務員の人たちも一元化して一つにするというのは、それはできるんですよ。半分出してくれるのは一緒ですから。だけれども、半分出してもらうところのない人たちを一元化するというのは、この一元化にとって一番厳しいところだと私は思うんです。一元化しにくいところだというふうに思うんですね。

だから、ドイツなんかに行きまして聞きますと、なぜ日本はそんなに一元化一元化と言うのかね、職業によっていろいろ違うというのが、それが公平というものだ、なぜ日本人は一元化したら公平だと思っているんですかねと。これも、経営者の代表ではなくて、労働者の代表をしておみえになる方がそうおっしゃって、僕は目をぱちくりしたんですけれども、そうですか、それで文句は出ませんかと言ったら、出ませんと。

ここは公務員の方もたくさんおみえになりますが、公務員の方は、日本の恩給制度みたいなもの、いわゆる保険料はもらわない、そして年金は出します、それが公平というものだと。公務員の皆さんは、ふだんほかのことで収入を得ることはできないということになっています、国家国民のために一生懸命やっていただく皆さんにはそれぐらいのことを差し上げて当然です、だれ一人それを文句言う者はおりません、そう言われて、さて日本でそう言ったらどうなるかな、こう思いながら私は帰ったんです。そんなことがございました。

このところは非常に難しい、一元化にとりまして一番難しいところだと率直に思います。もう一度、山井政務官から心を込めた答弁をお願いします。そう簡単に、いや、そんなの簡単ですよというような顔をせずに、もう少し答弁をいただきたい。

○山井大臣政務官　坂口委員にお答え申し上げます。

私たちが今考えております年金の抜本改革の中の最大の課題の一つが、坂口委員御指摘のとおりの、自営業者と一般のサラリーマンの方々の年金制度の一元化をどうしていくのか。つまり、十数％あるいは二十数％、数％かもしれません、それは全くパーセンテージは決まっておりませんが、その中で労使折半というものが自営業者の場合にはないわけですから、ここをどうするのか。

さらに、先ほど長妻大臣も答弁されましたように、自営業者といったときに、小さな小さな会社の場合、その方は自営業になるのか、それとも事業主と労働者という形に振り分けるのか、そこの定義の問題もございますし、

今、税と社会保障の番号制度の議論もしておりますし、やはり所得の捕捉を正確にやることがこの自営業者の議論の前提になってくると思っております。

ですから、三年前に、当時野党であったときに年金の改革の議論をしまして、私も提出者の一人として答弁をさせていただいたのを覚えていますが、その当時から、この自営業者をどうするのかというのは引き続き議論をしているところであります。

坂口委員御指摘のように、今回与党として案をまとめて、しかし、この年金改革というのは超党派で、そして政権交代が起こっても崩れない形にせねばなりませんから、やはり最終的には、当然野党の方々、そして国民の皆様方に、どういう形がサラリーマンや公務員の方や自営業者の方々で一番公平性を保つことができるのか、また、必要であれば経過措置はどうすればいいのか、そういうことを議論していく必要があると思います。

ただ、ぜひ一つ御理解いただきたいのは、理論として、これからは転職の時代にどうしてもなってまいりますから、公務員であった人がサラリーマンになったら年金制度がかわる、サラリーマンの人が自営業者になったら年金制度がかわる、そういうふうにどんどんどんどんかわっていくうちに年金が消えてしまうとか、そういう弊害もあったわけであります。

今、若い新入社員の方々がなぜ正社員になれないのかというと、正社員だったら厚生年金の保険料を払わないとだめだ、パートにしておいたら国民年金になって事業主負担がない、こういう年金制度のアンバランスというのが、若い世代の方々が正社員になれない大きな壁にもなっているわけでありまして、こういうものを何とか変えていきたいというふうに考えております。

○坂口（力）委員　時間がありませんから、もう一つお聞きしたいことがあるんですが、これは三号被保険者の皆さんのお話であります。

御主人が働いておみえになって、奥様がおうちにおみえになる。現在は三号被保険者ということになっていて、そして、この奥様の方の保険料は払わなくても基礎年金はつくことになっております。しかし、この一元化されました法律は、恐らくこれは個人単位になるんだろうと思います。そういたしますと、個人単位になってきますと、この三号被保険者でありました奥様の方の保険料も出していただかなきゃならないということになるんでしょうか。

これは、奥様がおうちで働かずにおみえになる御家庭にとりましては、かなり厳しい話になってくるわけであります。しかし、制度がそういうことになりましたら、そうせざるを得ないということでありますが、その辺のところはどうですか。

時間が大分なくなってきましたので、簡潔にひとつお願いいたします。

○長妻国務大臣　今、専業主婦のお尋ねだと思います。新しい年金制度の中で、その点についても非常に大きな論点だと思います。

例えば、一つの考え方としては、御主人のお給料の半分が奥様の所得だとみなして、それについて保険料をいただいていくという考え方もあろうかと思いますし、あるいは、奥様はゼロ保険料ということで、それを、歳入庁というのが新しい年金制度がスタートするまでにできますけれども、歳入庁というところに届け出て、ゼロ保険料の届け出をするということで、その期間は最低保障年金が受給できる期間としてカウントされる。

いろいろなまだ詰める点がございますので、いろいろな論点があると思いますので、それも制度設計の中で詰めていきたいと思います。

○坂口（力）委員　ゼロ保険料というのが認められるんだったら、ほかもゼロ保険料で認めてもらうところがたくさんあると僕は思うんですね。それこそ、自営業や農林漁業の皆さん方は、半分はゼロ保険料にしておいて、半分出してもらったらいいということになったら、これは同じ条件になるわけですけれども、なかなかそうもいかないんだろうというふうに私は思っています。

おうちにおみえになる奥さん方だけゼロ保険料ということになりますと、夫婦ともに働いておみえになります御家庭からは、それは何事かね、それだったら私のところも少しまけてくださいよというような話になってくる。これは、一方立てれば一方立たずで、なかなかそう簡単な話でもない。

しかし、きょうはいろいろお聞きをいたしまして、皆さんのお考えになっている年金制度がまだ固まっていな

いということだけは、はっきりしました。しかも、一番重要なところにつきましては何ら固まっていない、これからの問題である。固まっているのは、一元化と、そして消費税でその一部を賄う。この二つは、消費税を使うということと一元化ということはこれで固まっているけれども、そのほかのところは固まっていないということではないかというふうに思います。

そうした年金制度をこれからつくっていかれますときに、先日も予算委員会で私が御質問を申し上げて、そして総理からお答えをいただいたわけですが、これは各党にも相談をいたしますと。私の方から、政権がかわったらまた年金制度が変わるというのでは、国民はたまったものではない、スウェーデン方式というのは、とにかく各政党がもうこれで変えないでおこうと一致させるところにスウェーデン方式という名前がついた、だから、これはひとつ国会内でよく議論をする場をつくっていただいて、そしてやってくださいよということを申し上げた。しかし、鳩山総理は、まず私たちで案を出して、それを議論していただくようにします、こういうお話でございました。

それも一つの方法だと思うんですけれども、がんじがらめの案を出していただいて、そして、さあ、これでどうですか、もう微調整しかできませんと言われるんだったら、これは何のために出してもらったかわからないわけでありますから、固まらない前に御相談をいただくということがないことには、みんなが一致した年金制度というのができないわけですね。

先日、国民新党の亀井大臣にお聞きしましたら、私は民主党の案に必ずしも賛成していないということをおっしゃいまして、これは同じ政権内でも一致していないんだなということを感じたわけでございますが、その辺のところはよく相談をしながら進めていただきたい、心からこれはお願いをしておきたいと思う次第であります。

何か御意見をいただくことがありましたらいただいて、そして、なければこれで終わりにしたいと思います。

○長妻国務大臣　今、いろいろ御指摘をいただきました。

私どもとしては、その意味でも、案というのも、いきなり、これが決定版で、少しも変えられないなんという案を突然出すということはもちろんいたしません。

その意味でも、五月にまずは国民の皆さんとも共有できるような原則というのを出して、その原則の範疇の中で制度設計を進めていくということで、連立政権でございますので、連立政権の中でも意思統一を図る、そして国会でも具体的な案が御提示できれば議論をいただく、こういうような手順でやっていきたいというふうに考えております。

○坂口（力）委員　ありがとうございました。

○藤村委員長　次に、高橋千鶴子君。

○高橋（千）委員　日本共産党の高橋千鶴子です。

子供の無保険について、高校生までその対策を広めることが本法案に盛り込まれました。もちろん、最初から十八歳未満まではすぐやってほしいと要求をしてきたところですので、歓迎したいと思います。

ただ、短期被保険者証を市役所などが窓口にとめ置いて、未達が三・二％に上りました。そのために、政府は、資料の一にあるように、昨年末に通達を出して趣旨の徹底を求めました。正直、市町村の事務というものは本当に煩雑で大変であろうと思います。

もう後期高齢者には資格証明書の発行がゼロになっております。国保法第九条の「被保険者証の返還を求めるものとする。」というこの規定そのものを削除すべきではないでしょうか。

○山井大臣政務官　高橋委員、御質問ありがとうございます。

国民皆保険の日本でありますから、だれもが必要な医療を早期に受けられる、これはまさに国民の権利であらねばならないと思っております。

そして、その中で、今の資格証明書の件でありますが、ただ、前提としまして、国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立っており、財源となる保険料の収納確保は、制度の安定的な運営や被保険者間の負担の公平を図る上で極めて重要でありまして、保険料を払わなくても医療が受けられるということが前面に出てしまうと、また未納者がふえてしまうというようなモラルハザードが起こっても非常に問題であると思っております。

しかし、一方では、本当に払うことができない、お金があって払わないはだめなわけですけれども、お金がなく

て本当に払えないという方も当然いるわけであります。国民健康保険法上、一年以上保険料を滞納した者が市町村の求めに応じ被保険者証を返還した場合、資格証明書の交付を受けることができると規定されておりますが、この仕組みは、市町村が滞納者との接触の機会を確保し、納付相談を行うことにより、保険料の減免や分割納付も含め、個々の事情に応じたきめ細かな対応を行うためのものであり、必要であると考えております。

しかし、資格証明書の運用に当たっては、機械的に運用を行うことなく、個々の世帯について、保険料を納付できない特別の事情を適切に把握するよう、市町村を指導してまいりたいと考えております。

○高橋（千）委員　まず最初に、相互扶助で収納を確保しなければならないというお話があったと思うんです。それは当然なわけです。私は、だれに対しても、払わなくても受けられるようにしろと言っているのではございません。この問題は、小泉総理のときから、毎度毎度、総理がかわるたびに私は資格書の問題は質問をしてまいりました。やはり、今最後におっしゃったように、機械的に運用するのではないのだ、事情があって払えない人まで取り上げるのではないのだということが、繰り返し述べられてきたのではなかったかと思うんです。

そこで、資料の二を見ていただきたいんですけれども、市町村国保の保険料収納率向上に向けた取り組みということでデータがございます。いっぱいあるので、囲んだところを見ていただきたいんですけれども、滞納者に対しては、既に差し押さえという滞納処分がやられております。二十年度は十六万四千二百六十八世帯、一年間で四万三千七百四十三世帯も増加しています。また、処分額も五百六十四億円。百十億円、一年間でふえているわけです。つまり、収納を確保しているわけですね。

この中身については、私は大いに問題があると思います。事情がある人も含めて取り立てされている、あるいは差し押さえされているという問題がございますが、しかし、いずれにしても、本当に悪質な人、つまり払えるのに払わない人には滞納処分という方法で回収できる仕組みがあるわけです。ですから、医療の現場で命につながるような保険の取り上げということはやめればいいのではありませんか。

○山井大臣政務官　高橋委員にお答え申し上げます。

これは、国民健康保険の保険者は市町村であります。いかに公平に、そして適切に保険料を払ってもらえるかということに関して、今、多くの市町村が本当に頭を悩ませているところでありますから、その意味では、もちろん滞納する人に対しての差し押さえというのも一つの手段でありますが、それとともに、短期被保険者証の発行とか資格証明書の発行、それはやはり選択肢の一つとして、市町村の判断としてあり得るのではないかと考えております。

○高橋（千）委員　済みません、質問をちょっと通告外に、今おっしゃったことで一つ伺いますが、市町村の判断だと考えていると。だったら、市町村が一切資格書を出しませんということに対して、一切国は口出しをしませんと。よろしいですか。

○山井大臣政務官　高橋委員にお答え申し上げます。

最初の質問で申し上げましたように、大前提として、この保険制度というのは相互扶助で成り立っているわけでありますので、原則としては、やはり保険料は払っていただく、払える方には払っていただくということが原則だと考えております。

○高橋（千）委員　答えになっていないじゃないですか。先ほど市町村の判断だとおっしゃったんですよ。だから、市町村が出さないと言ったら、口出さないでいいですね。

○山井大臣政務官　これは、まさに保険者は市町村でありますけれども、国としては、やはり国保の財政の問題も非常に重要であります。ですから、国としては、やはり払える方には払っていただく、そして払える能力があるのに払わない方々に関してはきっちりと徴収をしていただきたい、そういう思いを持っております。

○高橋（千）委員　ですから、きっちりと徴収は、先ほどお話しした差し押さえなどという形でかなり厳しくやっているんですよ。口出さないではなくて、皆さん、本当に口出しているわけですよね。だから、市町村は追い込まれて、朝となく夜となく戸別訪問をして収納を督促しているという苦労をしているんじゃないですか。それを、一方では地域主権といいながら、一方では市町村に対して厳しく指導している、そういう実態なわけです。

実は、子供の無保険の問題が起こったときに、全国の市町村の資格書の発行状態が一目でわかる資料が出てまいりましたよね。あのときに、私はちょっと嫌な予感がいたしました。つまり、資格書を出していない自治体を一

目で見られるということは、ああ、ここに指導をかければいいんだなということになってしまうわけです。そのときにおっしゃった厚労省の担当職員の言葉は、法令違反ですからと、こういうことになったわけですよ。

資格書を出さないのは法令違反なんだと、そういう形でぎりぎりと詰めてきたというのがこれまでのやり方なんですよ。だから、その中に、必要じゃない、本当は事情のある人まで取り立てられている、医療が奪われているということがあるのだということを、重ねて指摘をしなければなりません。

ちょっと続けたいので次に行きますけれども、現在、三十一万世帯に資格書が出され、百二十万世帯に短期保険証が出されております。そもそも、短期証というのは法律事項ではありません。

今回、子供は半年の短期証といたしました。そうすると、大人は今のまま、つまり、市町村の判断によって、三カ月とか一カ月期限ということのままだということですね。一言で、確認。

○山井大臣政務官　そのとおりでございます。

○高橋（千）委員　そういうことなんですね。

この短期証のあり方、市町村にこれはまさに任せられておりますので、一月とか三カ月とかと期限を切っているわけです。政府の答弁は、これまで、先ほど山井政務官がおっしゃったように、納付相談を小まめにやるためにやるんだということを言ってきた。私は、実態がどうかということは、やはりちゃんと見る必要があると思うんです。

全日本民医連の国保死亡事例、これまで四回調査され、発表されました。昨年は三十七名が、保険証がなかったり、あるいはあっても窓口負担が重くて、病状を悪化させ死亡に至りました。報道でも紹介されましたし、国会でも我が党議員が取り上げているところでありますから御存じだと思うんですが、やはりこれらの事例がどういう経過で死亡に至ったか、その背景についてよく学ぶべきだと思うんです。

例えば、宮崎の五十歳の女性、無職で夫と息子がいました。急性大動脈解離で人工血管置きかえ術を行ったときに、高額の医療費が払えず借金をしたのがきっかけなんですね。だから、きっかけも医療だと。生活に追われて保険料が払えず、お金の工面ができたときだけ短期証を交付された。三カ月の期限ですので、三カ月に一回だけ受診をするということを繰り返して、最後は、とうとう保険証がないまま受診をされたそうです。ところが、滞納額というのはわずか三万円だったそうです。その三万円の滞納が払えないために十割負担の最後の治療費は七万六千三百四十九円、律儀に夫はこれを分割して払ったということであります。

資料の一のアンダーライン、今もうしゃべってしまったわけですけれども、市町村と滞納世帯との接触の機会をふやすことと言っているわけです。だけれども、実際には、その期限が短いですので、本当に困ったとき、病院にどうしても行かなきゃいけないときに、幾ばくかの保険料を払って保険証をもらうんですね。言ってみれば、回数券を買うような状態になって、お金の切れ目が命の切れ目になっている、これが実態だと思うんです。今の事例はその典型なんですね。

山梨の五十一歳の女性は、健保本人だったんですけれども、退職されて、パート。事業主が保険加入してくれないために、夫の国保に加入しました。これは、今度、一月の期限でありました短期証が交付されていたために、ぎりぎりのところで受診をされたら、せき、血たん、浮腫などがあって、もうかなり厳しい状況で、一週間後くらいで検査の結果が出ますよと言っていたわけですが、そうしているうちに救急車で搬送されて、八日目に死亡していらっしゃいます。高額療養限度額認定証が、短期証であるために、滞納があるからと交付はされませんでした。

保険証がないために受診を我慢し、短期証の期限が切れる前に亡くなっている、こういう事例が本当に多いわけです。そうすると、短期証というのも、切れちゃうとないのと同じですからね。まさにこれは百二十万世帯、無保険の予備軍のような状態になっているわけです。この現実をどのように受けとめますか。

○山井大臣政務官　高橋委員にお答え申し上げます。

保険証が切れて、本当に必要な医療が受けられなくてお亡くなりになる方が出ることは、本当にこれは大きな問題だと私も感じております。

そして、今、短期被保険者証の期間が短過ぎるのは問題ではないかということでありますが、国民健康保険のこの短期被保険者証は、通常の被保険者証と比べて有効期間を短くすることで、今高橋委員おっしゃいましたように、被保険者、滞納者との接触の機会をふやし、保険料の納付をお願いすることを目的としておりまして、やは

りその有効期間というのは、原則として市町村の判断によるものであると考えております。
○高橋（千）委員　既にこの間、子供の無保険そして後期高齢者の無保険が解決をされて、真ん中の大人のことを今お話ししているわけですが、その大人が今、この間ずっと議論されていたように、派遣切りですとか、深刻な失業情勢の中でまさに無保険になっている。そうなったときに、もうこの仕組みはなくてもいいのではないかということを、やはり重ねて、踏み込んでしていいと思うんですね。少なくとも、短期保険証、一月で切るなんということはやめるべきですよ。
今、接触の機会をふやすというのは違うんだという話をるるしてきましたけれども、例えば、三十代の男性、この方は派遣切りで無職です。収入がないんだけれども、自分には納税義務があるんだ、まさにおっしゃるとおりですよ、納税の相談に行ったんですね。分割払いとか何かできるのかと思って、本当に律儀に行かれました。そうしたら、何を言われたかというと、確定申告の還付であなた一万二千百円入っていますね、お金が入っているならこちらでいただきますね、預金通帳凍結、差し押さえできますからと言われたわけですよ。
これはおかしいじゃないですか。差し引く前に、この方がこの一万二千円なくなったら、当座の暮らしをどうするか、当座の暮らしが支えられるお金が残っているのかを確かめるのが先ではありませんか。
滞納処分に当たっては、国税も地方税も基本は同じなんです。生計費はちゃんと維持した上で、それで、例えば売り掛け債権のように商売が回っていかなくなるですとか、そういうものについては差し押さえしないということがちゃんとあるわけですよね。こういうことをちゃんと徹底しなければなりません。接触の機会をふやせといって、まじめに行った人がこういう目に遭うのではやっていられないわけですよ。いかがですか。
○山井大臣政務官　高橋委員御指摘のように、今回、子供の無保険の人をなくすということを高校生まで拡大したわけでありますが、やはり本来は大人の無保険者もいてはならないというふうに私も思っております。
ですから、これは一歩前進にすぎませんが、ことしの四月からは、昨年に会社が倒産などして職を失った失業者が失業前に負担していた保険料と比較して過重とならないよう、国民健康保険の保険料を軽減する制度を創設したところでありまして、ハローワークや市町村を通じて制度の周知を図っておるところであります。
今まででしたら、前年度の収入に応じて国保の保険料も算定されるわけで、それが払えないと一気に無保険になる方がふえていたわけでありまして、これも本当に画期的な大きな救済策であるとは思っております。
しかし、今、高橋委員が御指摘になりましたように、市町村は、やはり資格証明書や短期保険証の発行を機械的にやるべきではないというふうに考えております。
○高橋（千）委員　今お話しされた失業者の問題は、これは雇用保険を給付できる人、しかも非自発的な方だけですので、一歩前進ではありますけれども、カバーできるものではないということをしっかり認めていただきたいと思います。
資料の三に、先ほど紹介した民医連の調査の数字を載せておきましたけれども、一番上のところを見ていただくとわかるように、短期証が六人、資格書が四人、無保険が二十七人なんです。短期証も資格書も持っていない方が七割以上なんだと。
ですから、無保険という方が、今、保険証を取り上げられている世帯は三十一万世帯ですけれども、その外にどれほどいるのかということの実態をしっかり見る必要がある、本当にそこに目を向けた施策をする必要があるということを重ねて指摘しておきたいと思います。ここはぜひ前に進むように、この後も続けて要望いたしますので、お願いをしたいと思います。
最後に、大臣に一言伺いたいんですけれども、高齢者の窓口負担の問題であります。
高齢者医療制度改革会議の中では、水曜日の委員会で紹介した、六十五歳以上を全部国保に入れる案、こうしたものなどが出されたわけですけれども、同じ日には、六十五歳以上の高齢者の窓口負担を引き下げた場合の影響額などの試算が出されております。これは宮武委員からでした。また、近藤委員からは、高齢者の受診抑制が起きているんだ、自己負担は一割未満にするべきだとの提言もされました。窓口負担がやはり大きいということがわかっているからこそ、自公政権のもとでも、法案成立後も二割、三割へ移さず経過措置をとっていたと思うんですね。
この窓口負担の軽減は、やはり改革会議の中でも大体同じように、とにかく軽減しようというふうに言ってい

るわけですから、政府として、ぜひ思い切ってやるんだということを言っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○長妻国務大臣　これは、だれがどこで医療費を負担するかというのは、税金かあるいは保険料か窓口負担か、簡単に言えば三つしかないわけでありまして、それをどう組み合わせるかということでございます。今の現状としては、基本的に、医療費はふえ、それぞれの今申し上げた負担はふえる傾向にある。ただ、それをそのままふやしてはならないということで、いろいろな手だてを使って抑制をしているという段階であります。

今おっしゃられた点については、改革会議の中でも議論がある点ではありますけれども、今よりも水準を下げていくというのは、今三つ申し上げたカテゴリーそれぞれについて、大変難しい課題であるというふうに考えております。

○高橋（千）委員　ちょっとびっくりしました。自民党政権のときも下げることは一定検討されていたのではないかなと思います。

改革会議の中では、岩見委員からも、老人医療が議論された際の目標は無料化であった、現在は状況が変わっているが、やはり七十五歳で線を引くというのであれば、最終的には無料化するといった理想を掲げるべきという発言もございます。私は、こういう立場に立つべきだと思うんですね。

この間、何で後期高齢者が悪いのかとか、メリットは、デメリットは、そういうことがさんざん言われてまいりました。でも、何度も議論してきたとおり、やはり年齢を重ねると後期高齢者と呼ばれ、別枠の制度に入れられ、肩身の狭い思いをすることと同時に、若い人の保険料が上がれば、これは後期高齢者への支援金がふえたからだとおのずと対立構造が持ち込まれたこと、ここにこそ核心があったと思うんです。

対立ではなく、だれでも年をとり、少しずつ病気もふえるんだから、それを全体で支えよう、先ほど紹介した最終的には無料化、こういう立場に立つべきではないかと思います。

今、大学生の九割近くが、自分の老後は自分で面倒を見るしかない、そういうふうに考えているという調査がございます。これは、現役世代の負担が重過ぎるということを盛んに言われますけれども、そういう今の高齢者をねらい撃ちしたような施策を見ていて、では、自分たちのときにはもうだめなんだということで、社会保険制度からそもそも若い人たちが抜けていく。

これでは本当の意味で制度が成り立たないことになるわけですから、むしろ、お年寄りが本当に大切にされて、私たちも将来ちゃんと大切にされるんだから支えていこうという立場に立てるような制度設計をするべきではないか、このことを問題提起して、次に譲りたいと思います。

ありがとうございました。